

ば「天寶三年六月封突騎施伊里底密施骨咄祿毗伽爲十姓可汗、冊曰……命爾爲十姓可汗」と見ゆ、これより後は突騎施を稱ふに十姓突騎施の名を用ゐたることありて、同書同篇によれば、「天寶八載七月冊十姓突騎施移撥爲可汗、冊曰、爵以疇庸、德以懷遠、乃建蕃國、抑惟舊章、十姓突騎施移撥可汗骨咄祿毗伽俱支、效歛輸誠、志稱勇烈……可冊十姓突騎施移撥可汗」と記せり。

三

唐代の史籍に於て單に九姓と記さるゝものは、一方に九姓鐵勒若しくは鐵勒九姓と記さるゝものにして、回鶻・思結・拔曳固・同羅・僕固等の諸部は、明らかに其の中に數へられ、唐會要に據れば此の外に渾・契苾・阿不思・骨崙屋骨の四部を含み、兩唐書に記せる藥羅葛以下の九姓とは全く相異なるものなること、及び九姓回鶻なる名稱が果して天寶三載以後に起りしものなりとすれば、此の名は回鶻が此等の鐵勒九姓を從へたるより起りたるもの以外ならざるべきこと、前章に於て論述せる所の如し、今此の攷究の結果を以て唐代のトルコ族の殘せる貴重なる文獻、即ち所謂突厥碑文或は回鶻碑文等の記する所と參照し、從來學者が此等の文獻を研究して、回鶻なる部族につきて與へたる見解が果して正鵠を得たるものなりや否やを見んとす。

茲に突厥碑文と稱するものは西紀一八八九年に Yadrinzev 氏が Koscho-Zaidam の地に於て發見したる突厥の闕特勤及び默棘連可汗碑文、一八九一年に同氏が Ongin 河域にて發見せる碑文、^①一八九七年に Klementz 夫人が Tola 河の上流 Nalaicha 驛附近にて發見せる突厥の宰相敦欲谷の碑文をはじめ、Radloff 氏の Die alttürkischen